関東学院大学国際文化学部ＦＤ委員会規程

（２００８年４月２４日制定）

（目的）

第１条　国際文化学部がその教育研究上の目的に基づいて行う授業改善及び教育環境改善の活動を促進することを目的として、国際文化学部教授会規程第７条に基づき、国際文化学部ＦＤ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（定義）

第２条　この規程におけるＦＤとは、Faculty Development の略称であって、国際文化学部における組織的な授業改善、教育改善の活動をいう。

（構成）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

（１）　学部長

（２）　教務主任

（３）　学科長

（４）　ＦＤ推進委員会委員

（５）　学科選出の学部ＦＤ委員

（６）　学部長が指名する者若干名

２　委員会に委員長を置き、委員長は原則として前項第４号に定める者をもって充てる。

（任期）

第４条　前条第１号から第４号までに掲げる者の任期は、その職の在任期間とし、第５号及び第６号に掲げる者の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じたときは速やかに補充するものとし、補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

（運営）

第５条　委員会の運営は、次のとおりとする。

（１）　委員会は、委員長が招集し議長となる。

（２）　委員会は、適宜開催する。

（３）　委員会は、必要に応じて委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（４）　委員会は、高等教育研究・開発センターと適宜連携する。

（任務）

第６条　委員会は、国際文化学部における教育の質の向上を図り、次の事項について審議し、適宜教務委員会及び教授会に報告ないし提言を行う。

（１）　ＦＤに係る学内外の情報収集に関する事項

（２）　教員の授業改善への取り組みを促進することに関する事項

（３）　授業評価をはじめとする学生の勉学実態、要望を把握することに関する事項

（４）　学生に取得させようとする諸資格及び資格試験に関する事項

（５）　シラバスの検証に関する事項

（６）　その他、ＦＤの推進に必要な事項

（議事録）

第７条　委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

２　議事録は、委員長が作成し、学部庶務課長が保管する。

（事務局）

第８条　委員会の事務の所管は、学部庶務課とする。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附　則

この規程は、２００８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、２０１４年２月１７日に改正し、２０１４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、２０１５年２月１９日に改正し、２０１５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、２０１６年４月１４日から改正施行する。

附　則

この規程は、２０１８年1月１５日から改正施行する。

附　則

この規程は、２０１９年４月３日に改正し、２０１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、２０２３年1月２５日に改正し、２０２３年４月１日から施行する。